

議案第 14 号

宇治市水路使用料条例の一部を改正する条例を制定するについて

宇治市水路使用料条例の一部を、次のとおり改正するものとする

。

平成 31 年 2 月 20 日提出

宇治市長 山本 正

宇治市条例第 号

宇治市水路使用料条例の一部を改正する条例

宇治市水路使用料条例（昭和49年宇治市条例第13号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第3条関係）

使用の区分		単位	使用料
水道管 、ガス 管その 他これ らに類 するも の	外径又は幅が0.07メー ートル未満のもの	1メートル	140円
	外径又は幅が0.07メー ートル以上0.1メート ル未満のもの	1メートル	200円
	外径又は幅が0.1メー トル以上0.15メート ル未満のもの	1メートル	220円
	外径又は幅が0.15メー ートル以上0.2メート ル未満のもの	1メートル	290円
	外径又は幅が0.2メー トル以上0.3メートル 未満のもの	1メートル	450円
	外径又は幅が0.3メー トル以上0.4メートル 未満のもの	1メートル	590円
	外径又は幅が0.4メー トル以上0.7メートル 未満のもの	1メートル	980円
	外径又は幅が0.7メー トル以上1メートル未満 のもの	1メートル	1,400円

外径又は幅が 1 メートル以上もののもの	1 メートル	2, 400 円
露店、商品置場、材料置場その他これらに類するもの	1 平方メートル	580 円
通路用橋	1 平方メートル	2, 100 円
電柱及びその支柱類	1 本	3, 500 円
街灯添架電柱	1 本	2, 400 円
電話柱及びその支柱類	1 本	2, 000 円
街灯添架電話柱	1 本	1, 400 円
公園、広場その他これらに類するもの	1 平方メートル	1, 000 円

備考

- 1 この表に規定する使用料以外の使用料については、宇治市道路占用料条例（昭和 49 年宇治市条例第 12 号）別表の規定を準用する。
- 2 使用の面積若しくは長さが 1 平方メートル若しくは 1 メートル未満であるとき、又は使用の面積若しくは長さに 1 平方メートル若しくは 1 メートル未満の端数があるときは、これらを 1 平方メートル又は 1 メートルとみなす。
- 3 使用料は、年額とする。ただし、露店、商品置場、材料置場その他これらに類するものに係る使用料は、月額とする。
- 4 年額の使用料を算定する場合において、使用の期間が 1 年未満であるとき、又は使用の期間に 1 年未満の端数があるときは、月割りによる。この場合において、1 月未満の端数があるときは、1 月とみなす。
- 5 月額の使用料を算定する場合において、使用の期間が 1 月未満であるとき、又は使用の期間に 1 月未満の端数があるときは、1 月とみなす。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の宇治市水路使用料条例の規定は、この条例の施行の日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

(提案理由)

水路の使用料に関する規定について、所要の改正を行うものであります。